

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みちのく・三陸だてもん市場
名取市下増田臨空土地区画整理事業地内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社だてもん市場 代表取締役社長 佐々木 光正
名取市小山一丁目2-11
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入されたい。
 - (2) 工事車両等の運行や来店車両に対しては、不必要な空ぶかしやアイドリングの禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。
 - (3) 騒音・振動に係る特定施設を設置する際は、敷地境界線上における騒音レベル及び振動レベルを正確に把握し、規制基準値を超過しないよう十分な騒音・振動の防止対策を講じられたい。また、設置後も規制基準値を超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑をかけないように十分配慮されたい。
 - (4) 事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生抑制に努められたい。
 - (5) 循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
 - (6) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、市の排出基準を遵守されたい。
 - (7) 廃棄物の保管にあたっては、十分なスペースを確保し、保管は屋内に密閉した施設で適切な温度管理をするなど悪臭及び衛生面に配慮されたい。
 - (8) ゴミの発生、保管、搬出状況等を把握する担当者を配置されたい。
 - (9) 「名取市環境基本計画」の趣旨を十分尊重し、「事業者としての役割」について積極的に取り組んでいただきたい。また、周辺の地域の生活環境の保持について、町内会等地域住民と定期的に協議する場を設けられたい。

- (10) 開店時、繁忙期の混雑が予想されるときは車両出入口等に交通誘導員等を配置し、歩行者の安全確保を図られたい。
- (11) 県道塩釜亘理線は車両交通量が多いことから、来客者に対して早めに駐車場位置を知らせる誘導看板を設置する等安全対策に万全を期されたい。
- (12) 出入口付近には、歩行者等の視界を遮るようなフェンス等を設置しないようにするなど歩行者等の視界確保に留意されたい。
- (13) 盗難防止機器等により万引き防止対策に努められたい。
- (14) 駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等の溜まり場とならないよう施設管理の徹底に努められたい。
- (15) 開店時の新聞折込み広告やチラシ等による防犯啓発記事の掲載に配慮されたい。
- (16) 駐車場において、犯罪が発生しないよう駐車向きを工夫されるなど死角が生じないよう配慮されたい。
- (17) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など、関係機関との連携を図り、青少年の非行防止に協力されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成19年7月11日から平成19年8月13日まで(ただし、閉庁日を除く。)